

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.11

長崎県

補助金等

支援の名称

長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例

制度の
趣旨・背景

災害危険住宅の移転を促進するため、災害危険住宅の移転に要する資金の融資を円滑にする等の助成措置を講じ、もって住民の生命の安全を確保することを目的とします。

制度の
内容

- 概要
 がけ崩れにより、住民の生命に危険を及ぼす虞のある区域内に建つ危険住宅を安全な場所に移転させるため、移転者の住宅移転経費に対して、国、県及び市町が補助金を交付するものです。
- 助成内容
 ・補助率 国 1/2、地方 1/2（県 1/4、市町 1/4）
 ・補助上限 除却：802 千円、建物：3,190 千円、土地：960 千円
- 実績
 除却：518 件、建物：505 件、土地：133 件（S47～H28）

対象と
なる方

1. 建築基準法第 39 条の規定により災害危険区域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅
2. 建築基準法第 40 条に基づく条例の基準に適合しない昭和 35 年 9 月 30 日以前に建築された住宅
3. 土砂災害特別警戒区域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅
4. 地すべり等危険地域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅

問い合わせ
先など

○所管
 長崎県 土木部 砂防課、建築課
 TEL：095-894-3076（砂防課）、095-894-3093（建築課）
 E-mail：sabo@pref.nagasaki.lg.jp（砂防課）
naga-kenchiku1@pref.nagasaki.lg.jp（建築課）